

愛知県感染防止対策協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる愛知県感染防止対策協力金（以下「協力金」という。）交付事業を円滑に推進するために、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5、別表1-6、別表1-7、別表1-8、別表1-9、別表1-10、別表1-11、別表1-12、別表1-13、別表1-14、別表1-15又は別表1-16に定める協力金交付対象期間（以下「対象期間」という。）中、対象エリア内において、愛知県知事からの休業要請、営業時間短縮要請又はカラオケ設備利用自粛要請等を受けた、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表2-6、別表2-7、別表2-8、別表2-9、別表2-10、別表2-11、別表2-12、別表2-13、別表2-14又は別表2-15に定める対象施設を運営する事業者であること。ただし、別表1-1又は別表1-2に定める対象期間中にあつては、中小企業基本法に定める中小企業者、個人事業主又はその他法人（以下、「中小企業者等」という。）であること。
- (2) 対象期間中、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表2-6、別表2-7、別表2-8、別表2-9、別表2-10、別表2-11、別表2-12、別表2-13、別表2-14又は別表2-15に定める対象施設において、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守したこと。
- (3) 別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5又は別表2-6に定める対象施設において、愛知県の「安全・安心宣言施設」への登録を行い、PRステッカーとポスターの掲示を行ったこと。また、別表2-7、別表2-8、別表2-9、別表2-10、2-11、別表2-12、別表2-13、別表2-14又は別表2-15に定める対象施設において、愛知県の「安全・安心宣言施設」への登録を行い、PRステッカーとポスターの掲示を行った、又は愛知県の「ニューあいちスタンダード」への登録を行い、認証ステッカーの掲示を行ったこと。
- (4) 対象期間中、要請内容に応じて、休業、従前の営業時間を変更（休業含む）、カラオケ設備の利用自粛（休業含む）等を実施したこと。
- (5) 対象期間中、事業実態が確認できること。
- (6) 交付申請日及び交付決定日において、倒産・廃業していないこと。

(交付金額)

第3条 交付金額及び交付限度額は、別表3に定める金額とする。

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする交付対象者は、別表3に定める提出書類に、別表4に定める必要な書類を添えて、知事が定める期日までに提出するものとする。

ただし、別表5に該当する場合は、同表に掲げる書類を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、協力金を交付すべきものと認めたときは、協力金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知は、交付対象者への協力金の入金をもって行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に定める実績報告は、第4条に定める書類をもって代えるものとする。

(不当利得の返還)

第7条 知事は、交付対象者が交付申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、協力金の交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により、協力金の交付決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、当該交付を受けた交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第8条 交付対象者は、前条の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、協力金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた協力金の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第9条 協力金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団の排除)

第10条 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定

する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、
交付の対象としない。

2 交付対象者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第4条の申請をしたときに前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

この要綱は、令和3年4月2日から施行する。

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

この要綱は、令和4年2月17日から施行する。

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

別表 1-1 (第 2 条関係)

営業時間短縮要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 2 年 11 月 29 日 から 12 月 17 日まで	令和 2 年 11 月 29 日 から 12 月 17 日まで	名古屋市中区 錦三丁目、栄三 丁目 1 番から 15 番、栄四丁目	別表 2-1 の対象施設 について、午前 5 時 から午後 9 時までの 時間帯に営業時間短 縮を実施すること (終日休業含む)。

別表 1-2 (第 2 条関係)

営業時間短縮要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 2 年 12 月 18 日 から令和 3 年 1 月 17 日まで	令和 2 年 12 月 18 日 から令和 3 年 1 月 11 日まで	愛知県内全域	別表 2-1 の対象施設 について、午前 5 時 から午後 9 時までの 時間帯に営業時間短 縮を実施すること (終日休業含む)。
	令和 3 年 1 月 12 日 から 1 月 17 日まで		

別表 1-3 (第 2 条関係)

営業時間短縮要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 1 月 18 日か ら 2 月 28 日まで	令和 3 年 1 月 18 日 から 2 月 7 日まで	愛知県内全域	別表 2-2 の対象施設 について、午前 5 時 から午後 8 時までの 時間帯に営業時間短 縮を実施すること (終日休業含む)。 酒類の提供について は、午前 11 時から午 後 7 時までの時間帯 とすること。
	令和 3 年 2 月 8 日か ら 2 月 28 日まで		

別表 1-4 (第 2 条関係)

営業時間短縮要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 3 月 1 日か ら 3 月 21 日まで	令和 3 年 3 月 1 日か ら 3 月 21 日まで	愛知県内全域	別表 2-3 の対象施設 について、午前 5 時 から午後 9 時までの 時間帯に営業時間短 縮を実施すること (終日休業含む)。

別表 1-5 (第 2 条関係)

営業時間短縮要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 3 月 22 日から 4 月 19 日まで	令和 3 年 3 月 22 日から 4 月 19 日まで	名古屋市全域	別表 2-4 の対象施設について、午前 5 時から午後 10 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。

別表 1-6 (第 2 条関係)

(1) 営業時間短縮要請枠

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日まで	令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日まで	名古屋市全域	別表 2-5(1) の対象施設について、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。 酒類の提供については、午前 11 時から午後 7 時までの時間帯とすること。 カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと。
		名古屋市を除く愛知県内全域	別表 2-5(1) の対象施設について、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。 カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと。

(2) カラオケ設備利用自粛要請枠

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日まで	令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日まで	愛知県内全域	別表 2-5(2) の対象施設について、カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（終日休業含む）。

別表 1-7 (第 2 条関係)

(1) 営業時間短縮要請枠

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 5 月 12 日 から 6 月 20 日まで	令和 3 年 5 月 12 日 から 6 月 20 日まで	愛知県全域	別表 2-6(1)アの対 象施設について、休 業すること（酒類又 はカラオケ設備 の 提供を取り止める場 合を除く）。 別表 2-6(1)イ及び ウの対象施設につい て、午前 5 時から午 後 8 時までの時間帯 に営業時間短縮を実 施すること（終日休 業含む）。

(2) カラオケ設備利用自粛要請枠

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 5 月 12 日か ら 6 月 20 日まで	令和 3 年 5 月 12 日 から 6 月 20 日まで	愛知県内全域	別表 2-6(2)アの対 象施設について、カ ラオケ設備の利用を 自粛する（提供を取 り止める）こと。 終日、酒類の提供（持 ち込みを含む）を取 り止めること。 別表 2-6(2)イの対 象施設について、休 業すること（酒類及 びカラオケ設備 の 提供を取り止める場 合を含む）。

別表 1-8 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 6 月 21 日か ら 7 月 2 日まで	令和 3 年 6 月 21 日 から 7 月 2 日まで	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、小牧市、高浜市、清須市、豊山町、大口町、大治町	別表 2-7 の対象施設について、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、対策項目チェックリスト（様式第 4 号）に記載の対策を行ったうえで、午前 11 時から午後 7 時までの時間帯とする（提供を取り止める）こと。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。
		名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、小牧市、高浜市、清須市、豊山町、大口町、大治町を除く愛知県全域	別表 2-7 の対象施設について、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。

別表 1-9 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 7 月 3 日から令和 3 年 7 月 21 日まで	令和 3 年 7 月 3 日から令和 3 年 7 月 21 日まで	名古屋市、豊橋市、蒲郡市、小牧市	別表 2-8 の対象施設について、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、対策項目チェックリスト（様式第 4 号）に記載の対策を行ったうえで、午前 11 時から午後 7 時までの時間帯とする（提供を取り止める）こと。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。
		名古屋市、豊橋市、蒲郡市、小牧市を除く愛知県全域	別表 2-8 の対象施設について、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。

別表 1-10 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 7 日まで	令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 7 日まで	愛知県全域	別表 2-9 の対象施設について、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。

別表 1-11 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 8 月 8 日から 8 月 20 日まで	令和 3 年 8 月 8 日から 8 月 20 日まで	名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、飛島村	別表 2-10 の対象施設について、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、終日、酒類の提供（持ち込みを含む）を取り止めること。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。
		名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、飛島村を除く愛知県全域	別表 2-10 の対象施設について、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、対策項目チェックリスト（様式第 4 号）に記載の対策を行って提供すること。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。

別表 1-12 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 8 月 21 日から 8 月 26 日まで	令和 3 年 8 月 21 日から 8 月 26 日まで	<p>名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町</p>	<p>別表 2-11 の対象施設について、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、終日、酒類の提供（持ち込みを含む）を取り止めること。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。</p>
		<p>上記を除く愛知県全域</p>	<p>別表 2-11 の対象施設について、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、対策項目チェックリスト（様式第 4 号）に記載の対策を行って提供すること。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。</p>

別表 1-13 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 8 月 27 日から 9 月 30 日まで	令和 3 年 8 月 27 日から 9 月 30 日まで	愛知県全域	別表 2-12 アの対象施設について、休業すること（酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合は午前 5 時から午後 8 時の営業時間短縮を実施すること）。 別表 2-12 イの対象施設について、休業すること。 別表 2-12 ウの対象施設について、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。

別表 1-14 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 17 日まで	令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 17 日まで	愛知県全域	別表 2-13 対象施設について、「ニューあいちスタンダード」認証店は午前 5 時から午後 9 時までの時間帯、その他の店は午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。酒類の提供については、「ニューあいちスタンダード」認証店は午前 11 時から午後 8 時まで、その他の店は午前 11 時から午後 7 時 30 分の時間帯とする（提供を取り止める）こと。カラオケ設備の利用を自粛する（提供を取り止める）こと（ただし、カラオケボックスを除く）。

別表 1-15 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 4 年 1 月 21 日 から 3 月 6 日まで	令和 4 年 1 月 21 日 から 3 月 6 日まで	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町	別表 2-14 対象施設について、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う「ニューあいちスタンダード」認証店は次の①又は②のどちらかを選択し実施すること。 ①午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間を短縮すること。終日、酒類の提供(持ち込みを含む)を取りやめること。 ②午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間を短縮すること(終日休業含む)。酒類の提供については、午前 11 時から午後 8 時までとすること。 上記以外の「ニューあいちスタンダード」認証店及びその他の店は午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること(終日休業含む)。終日、酒類の提供(持ち込みを含む)を取りやめること。
令和 4 年 2 月 9 日 から 3 月 6 日まで	令和 4 年 2 月 9 日 から 3 月 6 日まで	豊根村	
令和 4 年 2 月 12 日 から 3 月 6 日まで	令和 4 年 2 月 12 日 から 3 月 6 日まで	東栄町	

別表 1-16 (第 2 条関係)

要請期間	協力金交付対象期間	対象エリア	要請内容
令和 4 年 3 月 7 日から 3 月 21 日まで	令和 4 年 3 月 7 日から 3 月 21 日まで	愛知県全域	<p>別表 2-15 対象施設について、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う「ニューあいちスタンダード」認証店は次の①又は②のどちらかを選択し実施すること。</p> <p>①午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間を短縮すること。終日、酒類の提供（持ち込みを含む）を取りやめること。</p> <p>②午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業時間を短縮すること（終日休業含む）。酒類の提供については、午前 11 時から午後 8 時までとすること。</p> <p>上記以外の「ニューあいちスタンダード」認証店及びその他の店は午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業時間短縮を実施すること（終日休業含む）。終日、酒類の提供（持ち込みを含む）を取りやめること。</p>

別表 2-1 (第 2 条関係)

別表 1-1 及び別表 1-2 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設		内訳
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規制対象	接待を伴う飲食店	キャバレー
		ダンスホール
		スナック
		ラウンジ
		ホストクラブ
		キャバクラ
		上記以外の接待を伴う飲食店
	酒類の提供を行う飲食店	オーセンティックバー
		ショットバー
		スポーツバー
		ダーツバー
		カラオケバー
		パブ
		サロン
		ナイトクラブ
		ディスコ
		上記以外の酒類の提供を行う飲食店
		酒類の提供を行うカラオケ店
	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規制対象外	その他の酒類提供を行う飲食店
大衆酒場		
ビアホール		
焼き鳥店		
焼き肉店		
上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店		

別表 2-2 (第 2 条関係)

別表 1-3 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-3 (第 2 条関係)

別表 1-4 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-4 (第 2 条関係)

別表 1-5 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 10 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
接待を伴う飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ダンスホール
	スナック
	ラウンジ
	ホストクラブ
	キャバクラ
	上記以外の接待を伴う飲食店
酒類を提供する飲食店 (特措法施行令第 11 条第 1 項各号に掲げる施設) (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)	オーセンティックバー
	ショットバー
	スポーツバー
	ダーツバー
	カラオケバー
	パブ
	サロン
	ナイトクラブ
	ディスコ
	居酒屋
	大衆酒場
	ビアホール
	焼き鳥屋
	焼き肉屋
上記以外の酒類を提供する飲食店	
酒類を提供するカラオケ店 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)	

別表 2-5 (第 2 条関係)

(1) 営業時間短縮要請枠

別表 1-6(1)に定める対象期間において、名古屋市全域においては、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う、名古屋市を除く愛知県内全域においては、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

(2) カラオケ設備利用自粛要請枠

別表 1-6(2)に定める対象期間において、以下のア、イに該当する施設

ア 従前、カラオケ設備を提供しており且つ、名古屋市全域においては、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業を行う、名古屋市を除く愛知県内全域においては、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯に営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
上記以外の遊興施設等	

イ 従前、カラオケ設備を提供している下表に該当する施設

対象施設
飲食業の許可を受けていないカラオケ店 (食品衛生法の飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けていない店舗)

別表 2-6 (第 2 条関係)

(1) 営業時間短縮要請枠

別表 1-7(1)に定める対象期間において、以下のア、イ、ウに該当する施設

ア 従前、酒類又はカラオケ設備を提供（酒類の持ち込みを含む）している下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

イ 上記アに該当する施設のうち、酒類及びカラオケ設備の提供（酒類の持ち込みを含む）を取り止めた、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う施設

ウ 従前、酒類及びカラオケ設備を提供（酒類の持ち込みを含む）していない、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

(2) カラオケ設備利用自粛要請枠

別表 1-7(2)に定める対象期間において、以下のア、イに該当する施設

ア 従前、カラオケ設備を提供しており、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯に営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
上記以外の遊興施設等	

イ 従前、カラオケ設備を提供している下表に該当する施設

対象施設
飲食業の許可を受けていない小規模 (建築物の床面積が千平方メートル以下) のカラオケ店 (食品衛生法の飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けていない店舗)

別表 2-7 (第 2 条関係)

別表 1-8 に定める対象期間において、14 市町（名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、小牧市、高浜市、清須市、豊山町、大口町、大治町）全域においては、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う、14 市町を除く愛知県内全域においては、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-8 (第 2 条関係)

別表 1-9 に定める対象期間において、4 市（名古屋市、豊橋市、蒲郡市、小牧市）全域においては、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う、4 市を除く愛知県内全域においては、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-9 (第 2 条関係)

別表 1-10 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-10 (第 2 条関係)

別表 1-11 に定める対象期間において、12 市町村（名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、飛島村）全域においては、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う、12 市町村を除く愛知県内全域においては、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-11 (第 2 条関係)

別表 1-12 に定める対象期間において、39 市町（名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町）全域においては、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う、39 市町を除く愛知県内全域においては、従前、午前 5 時から午後 9 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-12 (第 2 条関係)

別表 1-13 に定める対象期間において、以下のア、イ、ウに該当する施設

ア 従前、酒類又はカラオケ設備を提供（酒類の持ち込みを含む）している下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
上記以外の遊興施設等	

イ 従前、カラオケ設備を提供している下表に該当する施設

対象施設
飲食業の許可を受けていない小規模（建築物の床面積が千平方メートル以下）の カラオケ店 (食品衛生法の飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けていない店舗)

ウ 従前、酒類及びカラオケ設備を提供（酒類の持ち込みを含む）していない、午前5時から午後8時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-13 (第2条関係)

別表 1-14 に定める対象期間において、「ニューあいちスタンダード」認証店においては、従前、午前5時から午後9時までの時間帯を越えて営業、その他の店においては、従前、午前5時から午後8時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-14 (第 2 条関係)

別表 1-15 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表 2-15 (第 2 条関係)

別表 1-16 に定める対象期間において、従前、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯を越えて営業を行う下表に該当する施設

対象施設	内訳
飲食店 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	飲食店 (居酒屋を含む)
	喫茶店
	料理店
遊興施設等 (食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	カラオケボックス
	ライブハウス
	上記以外の遊興施設等

別表3（第3条、第4条関係）

協力金交付対象期間 (日数)	交付金額	交付限度額	提出書類
令和2年11月29日から 12月17日まで (19日間)	一事業者につき 1日あたり 二〇,〇〇〇円	一事業者につき 三八〇,〇〇〇円	様式第1号
令和2年12月18日から 令和3年1月11日まで (25日間)	一施設につき 1日あたり 四〇,〇〇〇円	一施設につき 一,〇〇〇,〇〇〇円	様式第1-2号
令和3年1月12日から 1月17日まで (6日間)		一施設につき 二四〇,〇〇〇円	様式第1-3号
令和3年1月18日から 2月7日まで (21日間)	一施設につき 1日あたり 六〇,〇〇〇円	一施設につき 一,二六〇,〇〇〇円	
令和3年2月8日から 2月28日まで (21日間)		一施設につき 一,二六〇,〇〇〇円	
令和3年3月1日から 3月21日まで (21日間)	一施設につき 1日あたり 四〇,〇〇〇円	一施設につき 八四〇,〇〇〇円	様式第1-5号
令和3年3月22日から 4月19日まで (29日間)	一施設につき 1日あたり 二〇,〇〇〇円	一施設につき 五八〇,〇〇〇円	

【営業時間短縮要請枠（令和3年4月20日から10月17日まで及び令和4年1月21日から3月21日まで）】

協力金交付対象期間 (日数)	交付金額	交付限度額	提出書類	
令和3年4月20日から 5月11日まで (22日間)	一施設につき 1日あたり 売上高に応じて 一、〇〇〇円～ 二〇〇、〇〇〇円	一施設につき 四、四〇〇、〇〇〇円	様式第1-6号	
令和3年5月12日から 5月31日まで (20日間)		一施設につき 四、〇〇〇、〇〇〇円		
令和3年6月1日から 6月20日まで (20日間)			様式第1-9号	
令和3年6月21日から 7月11日まで (21日間)			一施設につき 四、二〇〇、〇〇〇円	様式第1-11号
令和3年7月12日から 8月7日まで (27日間)			一施設につき 五、四〇〇、〇〇〇円	様式第1-12号
令和3年8月8日から 8月26日まで (19日間)		一施設につき 三、八〇〇、〇〇〇円	様式第1-13号	
令和3年8月27日から 9月30日まで (35日間)	一施設につき 1日あたり 売上高に応じて 一、〇〇〇円～ 二〇〇、〇〇〇円	一施設につき 七、〇〇〇、〇〇〇円	様式第1-14号	
	一施設につき 1日あたり 二〇、〇〇〇円	一施設につき 七〇〇、〇〇〇円	様式第1-15号	
令和3年10月1日から 10月17日まで (17日間)	一施設につき 1日あたり 売上高に応じて 一、〇〇〇円～ 二〇〇、〇〇〇円	一施設につき 三、四〇〇、〇〇〇	様式第1-16号	
令和4年1月21日から 3月6日まで (45日間)	一施設につき 1日あたり 売上高に応じて 一、〇〇〇円～ 二〇〇、〇〇〇 円	一施設につき 九、〇〇〇、〇〇〇	様式第1-17号	

令和4年3月7日から 3月21日まで (15日間)	一施設につき 1日あたり 売上高に応じて 一,〇〇〇円～ 二〇〇,〇〇〇円	一施設につき 三,〇〇〇,〇〇〇	様式第1-18 号
---------------------------------	---	---------------------	--------------

【カラオケ設備利用自粛要請枠（令和3年4月20日から6月20日まで）】

協力金交付対象期間 (日数)	交付金額	交付限度額	提出書類
令和3年4月20日から 5月11日まで (22日間)	一施設につき 1日あたり 一〇,〇〇〇円 又は 売上高に応じて 一,〇〇〇円～ 二〇〇,〇〇〇円	一施設につき 四,四〇〇,〇〇 〇円	様式第1-7号
令和3年5月12日から 5月31日まで (20日間)	一施設につき 1日あたり 一〇,〇〇〇円 又は	一施設につき 四〇〇,〇〇〇円	
令和3年6月1日から 6月20日まで (20日間)	二〇,〇〇〇円		様式第1-10 号

別表 4 (第 4 条関係)

様式第 1 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書 (様式第 2 号)
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	営業時間短縮 (休業含む) の状況が分かる書類
④	本人確認書類
⑤	振込先口座が分かる書類
⑥	その他知事が必要と認める書類

様式第 1-2 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書 (様式第 2-2 号)
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	営業時間短縮 (休業含む) の状況が分かる書類
④	本人確認書類
⑤	振込先口座が分かる書類
⑥	その他知事が必要と認める書類

様式第 1-3 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書 (様式第 2-3 号)
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	営業時間短縮 (休業含む) の状況が分かる書類
④	本人確認書類
⑤	振込先口座が分かる書類
⑥	その他知事が必要と認める書類

様式第 1-4 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書 (様式第 2-4 号)
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	営業時間短縮 (休業含む) の状況が分かる書類
④	本人確認書類
⑤	振込先口座が分かる書類
⑥	その他知事が必要と認める書類

様式第1-5号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第2-5号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	営業時間短縮（休業含む）の状況が分かる書類
④	本人確認書類
⑤	振込先口座が分かる書類
⑥	その他知事が必要と認める書類

様式第1-6号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第2-6号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

様式第1-7号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第2-7号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・カラオケ設備利用自粛等の状況が分かる書類
④	店舗別カラオケ事業売上高が分かる書類（売上高に応じた交付額の場合のみ）
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

様式第1-9号に添える書類	
②	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第2-9号）
③	営業活動を行っていることが分かる書類
④	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
⑤	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑥	本人確認書類
⑦	振込先口座が分かる書類
⑧	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 10 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 7 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・カラオケ設備利用自粛等の状況が分かる書類
④	店舗別カラオケ事業売上高が分かる書類（売上高に応じた交付額の場合のみ）
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 11 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 11 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	まん延防止等重点措置区域内において酒類を提供する店舗にあっては、「対策項目チェックリスト」（様式第 4 号）の写し
⑧	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 12 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 12 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 13 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 13 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	まん延防止等重点措置区域外において酒類を提供する店舗にあつては、「対策項目チェックリスト」（様式第 4 号）の写し
⑧	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 14 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 14 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 15 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 15 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業の状況が分かる書類
④	本人確認書類
⑤	振込先口座が分かる書類
⑥	その他知事が必要と認める書類

様式第 1 - 16 号に添える書類	
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 16 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

	様式第 1 - 17 号に添える書類
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 17 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

	様式第 1 - 18 号に添える書類
①	愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書（様式第 2 - 18 号）
②	営業活動を行っていることが分かる書類
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
④	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑤	本人確認書類
⑥	振込先口座が分かる書類
⑦	その他知事が必要と認める書類

別表 5 (第 4 条関係)

	書類の添付の省略ができる場合	添付の省略ができる書類	
a	別表 1-2 に定める対象期間以降の協力金を申請するにあたり、別表 1-1 に定める対象期間の協力金申請を除く直近の協力金申請の内容から変更がないと認められる場合 (c 及び d に該当する場合を除く)	①	営業活動を行っていることが分かる書類 (全部又は一部)
		②	本人確認書類
		③	振込先口座が分かる書類
b	中小企業者等であって、1 施設につき 1 日あたりの下限額で申請する場合 (c に該当する場合又は別表 1-15 に定める対象期間の協力金を申請する場合を除く)	①	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類 (全部又は一部)
c	別表 1-6、1-7、1-8、1-9、1-10 又は 1-11、1-12、1-13 又は 1-14 に定める対象期間の協力金を申請するにあたり、別表 1-2 から別表 1-13 に定める対象期間の協力金の交付を受けた場合	①	営業活動を行っていることが分かる書類 (全部又は一部)
		②	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
		③	総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類 (中小企業者等であって、1 施設につき 1 日あたりの下限額で申請する場合) (全部)
		④	本人確認書類 (直近の協力金申請の内容から変更がないと認められる場合)
		⑤	振込先口座が分かる書類 (直近の協力金申請の内容から変更がないと認められる場合)
d	別表 1-15、1-16 に定める対象期間の協力金を申請するにあたり、別表 1-1 に定める対象期間の協力金申請を除く直近の協力金申請の内容から変更がないと認められる場合	①	営業活動を行っていることが分かる書類 (一部)
		②	本人確認書類
		③	振込先口座が分かる書類